

令和2年6月3日 地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文と申します。

今日は三人の参考人の皆さん、どうもありがとうございます。

まず、ちょっと重複しますがけれども、この私は通報対象事実の範囲の拡大について、法律家である二人の先生からまずお伺いしたいんですけども、改正案では、過料の対象となる規則違反行為、つまり行政罰が、刑事罰だけじゃなくて加えられたわけですよ。まあこれ、一歩前進だとは思いますが、私はこの法律の実効性も確保するためにはもっともっと拡大していかなきゃいけないというふうに思っているんです。

まずは、例えば地方自治体の条例。これ、だから、法律だけでなく、その自治体の条例なんかも含めた法令でもこの過料が付いているものたくさんありますから、こういうものに拡大をしてもいいんじゃないかということと、あと法律も列挙されていますけれども、先ほども質問もありましたが、今物すごくこの通報対象になりやすいのが各種税法ですよ、まず。それから補助金適正化法みたいなやつね。それと、昨今の、我々も反省しなきゃいけないんですが、政治家と官僚

の不祥事に関係する、こういう不祥事を早く通報によって発見していくには公文書管理法、それから国家公務員法、そして政治資金規正法、こういう法律もちゃんと列挙してあったら、これは政治家も官僚もびびりますよ。抑止力働きますよね。だから、こういうふうにしちっと書くべき法律がまだほかにもあるんじゃないかと。

それと同時に、この法律を限定列挙するんじゃなくて、公益性の観点から、何というか、包括条項を置いてやるべきだという意見もあります。こうした、まあとにかく私はもう少し対象範囲広げないと実効性上がらないと思うんですが、こうした意見に対してはどんな感想というか御意見をお持ちでしょうか。まず二人の先生に伺います。

○参考人（田中亘君） ありがとうございます。

私もこの法律を勉強していく中で、税法が入っていないとか、入っていない法律に明らかに重要なものがあるのを知って驚いた経験があります。

現在の体制ですと、なぜこれが入っていないのかということから法律の正当性についての疑義を生じさせるようなものになっているのではないかと、誰かの利益に反するから入れていないのではないかと、いったような疑いをどうも生じざるを得ないものになっているのではな

いかと思います。

そういった面でもすっきりと、つまり同等のペナルティーを科せられる法律は同等に扱おうと、まずそれを基本にいたしまして、まさに行政罰まで含めて入っているものは、全てその重さにおいて重要性が同じなのだから、全て同等に扱おうと。この考え方ですと、条例であっても罰則のあるものについては入れるということがあると思います。

現在の限定列举方式は、それによって通報対象事実を明確にする役割が余りなくて、罰則があっても更にそこで限定列举のリストに入っているかどうかを確認しなければならないので、むしろ明確性を害しているようなところもあると思っています。この点は是非御検討お願いしたいと思います。

その上で、国民の利益にとって重要性の高いものについては罰則がなくても入れるものがあるのではないかという、次の段階でそういう議論をすべきだと思います。その点に関しては、やはり公的な機関は民間企業に比べてより高い倫理が求められるという観点から、公的機関に対してより厳しい形での立法をするということは正当性があるのではないかと考えております。

○参考人(拝師徳彦君) 今御指摘ありました通報対象事実の範囲につ

いては、やはり現行法でかなり限定されているということは私も同感
でございます。税法とか補助金適正化法等、重要な法案については広
げていく必要があるだろうというふうに思っています。

先ほど田中参考人がおっしゃっていた視点で非常に重要だと思っ
ているのは、一方で、現行法でいうと、例えば企業の内規についての通報
であっても本来不利益取扱いとしてはならないし、それ自体いかぬと
いうことは現行法で広げればそれで済むということなんですけれども、
あとは民事ルールで解決しなさいということなんですけど、行政罰で
あるとか、特に刑事罰を入れた場合が悩ましいなと思っていまして、例
えば、条例一般を通報対象事実にしますと書いたときに、窓口担当者が
そのときは気付いていなかったと、後になって実は条例に違反してい
る内容が入っていたというような場合に、いきなり刑事罰の対象にな
ってくるというようなことだと予測可能性という意味でどうなのかと
いう問題が生じてくると思います。そうであれば、逆に言うと全部包括
条項に入れてしまえばいいという議論もあり得るかと思うんですけれ
ども、そこは保護法益といいますか、刑事罰を科してまで保護するもの
が何なのかという議論をもう少し詰めなくてはいけないかなと。

私は、消費者庁の検討会ときには、保護法益はそもそも、情報透明

化というふうに言っていますけれども、公益通報者保護法、公益通報制度そのものが一つの社会的なインフラとして保護すべきものなので、それ自体の信頼性を揺るがすような行為については、それ自体が保護法益を侵害しているんだということで、個別の法律と通報者保護制度そのものを社会的に育てていくんだという観点とはちょっと別に考えなきゃいけないのかなというふうには思っていますが、その辺も議論としては踏まえた上で、是非広げる方向での今後議論をしていっていただきたいというふうに思っています。

[○松沢成文君](#) ありがとうございます。

ちょっと質問の質をがらっと変えますけれども、今日、私、午前中の本会議で、この法案の本会議質疑で、実は麻生財務大臣に、森友問題で近畿財務局の元職員の赤木さんという方が自殺をされました。そのことについて聞いたんです。できたら、これ、三人の先生方にコメントをいただきたいんですけれども。

赤木さんが自殺をした最大の原因というのは、多くは、内部告発したかったんだけど怖くてできない、だから死んで、まあ死んでというか自死して、そのときに遺書を残して、それを告発に代えたんだと思っているんです。本当に悲惨な事件だと思っているんですね。これ、公文

書の改ざんを強要されたわけですよ。それも財務省の理財局長さん含めて。本当にすごいプレッシャーの中で彼は悩み抜いたんだけれども、内部告発する勇気がなかった、だから自死して遺書を残したということなんですね。

さあ、ここで、もし今回の法案がきちっと成立していたら、成立したら、守られると思って、彼は勇気を持って内部告発をするでしょうか、したでしょうか。その辺り、特に濱田さんはもう実体験で内部告発の難しさと、その後の訴訟まで体験されたわけですけども。私は、もしこの法案がもっと早く、二、三年早くできていれば、赤木さんのような犠牲を出さなくて済んだ、赤木さんはきちっと秘密が守られた中で内部告発をして、そして財務省の不祥事が暴かれたんではないかというふうに思って、残念でならないんです。三人の先生方はどうお考えになりますか。

○参考人(田中亘君) この法案は非常に大きな前進だと思いますが、あのように、どうしても告発ができない、死を選ぶような状況があるときに、この法案が通ったから一変するほどに前進かといえ、残念ながら疑問もあると思います。現実問題として、確かに守秘義務があることを明確にし、担当者レベルでの罰則を科したというのは大きな前進か

もしれませんが、肝腎な不利益取扱いについてのペナルティーは必ずしも科されていない中で、この改正法案の施行によってそれほど状況が一変するかわわれれば、遺憾ながら疑問があると思います。

これはもちろん、法律だけでできることではない、社会の意識を変えていかなければならないことで、告発者の利益は守らなければならぬし、不正を隠すことは当然許されず、不利益取扱いをした者にこそ非があるということについて、誰もが当然であるというところに持っていかなければならないと思います。法律案それ自体も重要ですが、社会の意識を変えるという点においても重要であると思いますので、是非、これでゴールとなさらないで、さらにこの制度の改善のために御尽力いただきたいと願っております。

○参考人(拝師徳彦君) 御指摘の案件について、私の方で詳細な事情、事実関係を把握しているわけではないので、あくまで感覚的な話ですが、一つは、本法は、一般の公務員、国家公務員等については不利益措置取扱いの禁止等の規定がそもそも適用除外にされているので、形式的には当たらない可能性があるのかなというふうに思いますが、それを置くとして、どうかということだと、やっぱり厳しいのかなと。

要するに、通報しようとする事実が重要、重要というのは、組織にと

って暴かれたくない度合いというのが高ければ高いほどやはり制裁も厳しいという関係にあると思うんですね。ですので、その森友のような重要案件について、じゃ、組織的にどういう対応があるかということを考えてときに、じゃ、今度、内部通報体制整備義務を課しました、守秘義務を課しました、だから大丈夫ですと、こう判断されるかというのと、ちょっとそうは思えないかな。やはり、さらに、申し上げたように、不利益措置、不利益取扱いそのものに対する厳しい制裁というのを法律で定めておかないと、やはり事の重大性に鑑みるとちゅうちょしてしまうかなというふうな感覚を持っております。

○参考人（濱田正晴君） 今の御質問ですけど、私の経験上も含めて、こういう感じで話しているキャラですから、やっぱり国民それぞれいろんな性格の方々がいらっしゃるので、一概にその方がどうという話ではなくて、まあ気の弱い方もいれば、面白い方もいれば、何だこれはというような人もいれば、そういう視点からすると、法律が変わったからといって、本人のやっぱり資質というところ、一般論ですけど、様々な方ということになると、じゃ、その方がこれ変わったからどうかというのは、ちょっと私、その方、実際、事実上知りませんので、知りませんので、そういうことすると、一般論としては、その個々の性格とか資

質によるのかなという気がいたします。

それと、やっぱり私の経験上、そこを乗り越えて、やはりこの公益通報者保護法というところは、社会正義の実現と国民の権利利益、これを守るという趣旨がありますから、そういう意味において、さっき、冒頭申し上げた、後ろに随行者としていらっしゃる佐藤先生の本に書かれていることにあるように、やっぱりそういうことをやりたいとなったら、法律を勉強して、今回改正された、それで自分で戦う戦略を立てて、それで、いわゆるそういうことが、最低でもそういったことがやっぱり好きでないとできませんね、これ。

要は、戦略に対して、やっぱり企業の経営戦略とか、そこに従っていくと、ここで売上げ、利益をこれだけ達成すると、やっぱり戦略という言葉は一般企業でもどこでもあるんですよね。ですから、やっぱりそこに対しての考え方とか、その辺を冷静にやっていくというような、そういう方々を前提とすると、今の御質問には、比較的やりやすくなるんじゃないかなということでございます。

[○松沢成文君](#) 終わります。